

「障害者雇用在宅就労ニーズ調査事業」業務委託に係る 委託業者選定企画提案コンペ実施要領

1. 業務名

「障害者雇用在宅就労ニーズ調査事業」に係る業務委託

2. 事業期間

契約締結の日～令和4年1月31日まで

3. 事業目的

県内における障害者雇用の状況は、令和2年の民間企業の実雇用率が2.74%と12年連続で法定雇用率を上回っている一方で、法定雇用義務のある企業の約4割が法定雇用率を未達成であることや、令和3年3月には法定雇用率が引き上げられることなど、更なる障害者雇用の拡大が求められている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、県内企業においても在宅就労を含むテレワークの推進が求められる中、これまで通勤等に支障があったため就労が困難な障害者にとっては、在宅就労を推進することで、就労に繋がる可能性が広がっているところである。このことから、障害者の在宅就労を推進するため、障害のある方へニーズや県内企業の状況等を把握するとともに、課題を整理して、今後の施策展開につなげることを本調査の目的とする。

4. 委託上限額

委託料 3,006 千円以内とする。（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではありません。

5. 事業概要

障害者の在宅就労を推進するため、県内企業や障害のある方、県外の特例子会社等に対するアンケート調査や有識者等へのヒアリング調査を実施して、状況等を把握するとともに、課題を整理して、今後の施策展開に繋げていく。

6. 委託業務内容

「障害者雇用在宅就労ニーズ調査事業」に係る業務委託仕様書のとおり

7. 参加資格

次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合せに円滑に対応できる体制を有すること。
- (2) 地方公共団体等から障害者雇用施策に関する業務の委託及び雇用政策関連施策若しくはそれに類似する業務の委託を過去3年以内に受けたことがあること。
- (3) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により、次の各号に掲げるものでないこと。
 - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第32条第1項各号に掲げる者

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (9) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (10) 労働関連法令を遵守していること。
- (11) コンソーシアムで応募する際は、以下の要件を満たしていること。
 - ① コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。
 - 管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。なお、管理法人は以下の要件を満たすこと。
 - ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ② 構成員のうち、1者以上が、(1)～(3)の要件を満たすこと。
 - ③ 構成員全員が、(4)～(11)の要件を満たすこと。
 - ④ コンソーシアムの構成員が、他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
 - ⑤ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。

9. 業務委託仕様、企画提案書、提案・実施要件について

「障害者雇用在宅就労ニーズ調査事業」に係る業務委託企画提案仕様書のとおり

10. 今後のスケジュール等について

- (1) 質問事項受付
 - ①期 間： 公募の日から令和3年3月26日（金）17時まで
 - ②質問方法： 質問は、沖縄県電子申請システムにより行うこと。
 - ③回答方法： 質問のあった事項については、最終回答日までに雇用政策課ホームページに掲載する。
 - ④最終回答日： 令和3年3月30日（火）

(2) 企画コンペ参加申込

①申込期限 : 令和3年4月5日(月)17時(厳守)

②申込方法 : 下記書類を全て提出すること。

- ア. 【様式1】企画コンペ参加申請書 1部
- イ. 【様式2】会社概要 ※パンフレット等添付 1部
- ウ. 【様式3】業務実績 1部
- エ. 【様式4】誓約書 ※確認書類添付 1部
- オ. コンソーシアム協定書 1部
- カ. 貸借対照表(直近3期分) 7部
- キ. 損益計算書(") 7部

※【様式2】、【様式3】について、コンソーシアムの場合は構成員ごとに提出すること。

※【様式3】について、「7. 参加資格」の(2)の内容が確認できるものとする。

※ オ. コンソーシアム協定書については、雇用政策課ホームページに掲載されているコンソーシアム協定書ひな型を使用すること。

③提出場所 : 沖縄県商工労働部雇用政策課(県庁8階)

④提出方法 : 持参もしくは郵送(必着)により提出すること。

⑤結果通知 : 令和3年4月6日(火)

※参加不可の場合にのみ通知する。

(3) 企画提案書等の提出

①提出期限 : 令和3年4月13日(火)17時(※厳守)

②提出書類 : 企画提案書の内容・体裁については、「企画提案仕様書」を参照すること。

- ア. 【様式5】企画提案応募申請書 1部
- イ. 企画提案書 7部
- ウ. 実施体制図 7部
- エ. 経費見積書 7部
- オ. 【様式6】提案内容説明資料

※【様式6】については、上記①の提出期限までに下記メールアドレスあてに添付ファイルにて提出すること。

・送信先(雇用政策課代表アドレス) : aa059100@pref.okinawa.lg.jp

③提出場所 : 沖縄県商工労働部雇用政策課(沖縄県庁8階)

④提出方法 : 持参もしくは郵送(必着)により提出すること。

※ 郵送の場合には、書留郵便とすること。

※ 「イ. 企画提案書」、「ウ. 実施体制図」、「エ. 経費見積書」を1セットとしてホッチキス等で綴ること。

(4) 第一次審査(書類審査)

雇用政策課において、【様式6】提案内容説明資料を中心に書類審査を行い選定する。

①結果通知日 : 令和3年4月16日(金)

※ 選定された業者に対しては、第二次審査(プレゼンテーション)の時間を通知し、選定されなかった業者に対しては結果のみを通知する。

(5) 第二次審査(プレゼンテーション)

選定委員会において提案書の内容や経費等を審査し、最も優れた提案者を決定する。

①日時 : 令和3年4月22日(木) 予定

②場所 : 沖縄県庁14階 商工労働部会議室

(6) 委託業者決定 : 令和3年4月23日(金)を予定

11. その他

(1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については返却しない。

(3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(4) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。

(5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。

(6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

① 提出期限を過ぎて提出書類が出された場合

② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

③ 本要領に違反すると認められる場合

④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合

⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部雇用政策課と受託業者とで別途協議して決めることとする。

※契約保証金について【沖縄県財務規則抜粋】

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11. 問い合わせ

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 (沖縄県庁 8 階)
沖縄県商工労働部 雇用政策課 雇用対策班
担当：小波津
電話：098-866-2324
FAX：098-866-2349
メールアドレス (雇用政策課代表)：aa059100@pref.okinawa.lg.jp

